

水道事業

監査を実施した監査委員名	高橋 正剛 三好 徹 高橋 伸之 大塚 健児
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和4年4月22日～令和4年5月25日
監査の対象課	水道部 総務課、工務課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	<p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行状況 ・収入事務 調定事務 現金等取扱事務 債権管理事務 ・支出事務 契約事務 補助金等の交付事務 報酬等の支払事務 ・財産管理事務 ・その他所管事務の執行 使用料及び賃借料に関する契約事務について <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約事務(委託・随意契約)について <ul style="list-style-type: none"> ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について

水道部

1 職員の配置状況

總務課

課長 課長補佐 ... 主幹2人 5人 計 9人

ほか再任用職員1人

工務課

課長 課長補佐 主幹 7人

専門監 計 11人

2 配当予算の執行状況 (令和4年3月末日現在)

收益的收入

予算科目		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
款	項				
水道事業収益	営業収益	円 1,387,227,750	円 1,394,252,207	円 1,322,020,133	円 72,232,074
	営業外収益	303,132,250	339,126,358	337,408,158	1,718,200
	特別利益	1,000	0	0	0
計		1,690,361,000	1,733,378,565	1,659,428,291	73,950,274

收益的支出

予 算 科 目		予 算 現 額	支 出 負 擔 行 為 額	執 行 率	予 算 残 額
款	項				
水道事業費用	営業費用	円 1,515,818,933	円 1,474,195,230	% 97.25	円 41,623,703
	営業外費用	109,309,067	109,308,448	100.00	619
	特別損失	1,000	0	0.00	1,000
	予備費	0	0	0.00	0
計		1,625,129,000	1,583,503,678	97.44	41,625,322

資本的収入

予算科目		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
款	項				
資本的収入	負担金	円 24,117,000	円 29,798,500	円 29,798,500	円 0

資本的支出

予算科目		予算現額	支出負担行為額	執行率	予算残額
款	項				
資本的支出	建設改良費	円 543,109,000	円 295,570,182	% 54.42	円 247,538,818
	企業債償還金	円 199,892,000	円 199,891,415	% 100.00	円 585
	予備費	円 5,000,000	円 0	% 0.00	円 5,000,000
計		円 748,001,000	円 495,461,597	% 66.24	円 252,539,403

3 監査の結果

- ・総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

松戸市水道部情報系パーソナルコンピュータ賃貸借(長期継続契約)について
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により随意契約をしているが、支出予定額が50万円を超えていた。

今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。

(指摘事項)

電話交換機及び音声応答転送装置賃貸借(長期継続契約)について
松戸市水道部情報系パーソナルコンピュータ賃貸借(長期継続契約)について
長期継続契約は、債務負担行為として予算を定めることなく年度を超えて契約を行うことから、解除条項を約款に記載することとされているが、記載されていなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

(意見)

水道料金の徴収については、銳意努力されているところであるが、引き続き関係部課と連携を図り、未収金の解消に向けて努力されたい。

- ・工務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

4 令和2年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・総務課

(指摘の要旨)

一般廃棄物収集運搬処理業務委託について

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により随意契約をしているが、予定価格が50万円を超えていた。

今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和3年度の同契約では、予定価格が50万円未満のため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により随意契約とした。

「改善確認済」

- ・工務課

(指摘の要旨)

検定満期隔測量水器交換委託について

松戸市水道事業会計規程第112条第1項に規定する契約保証金の納付に遅れが生じていた。

今後は、会計規程に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

契約保証の証書及び証券作成並びに契約保証金納付にあたっては、指示書を作成して契約相手方に示すこととした。

「改善確認済」